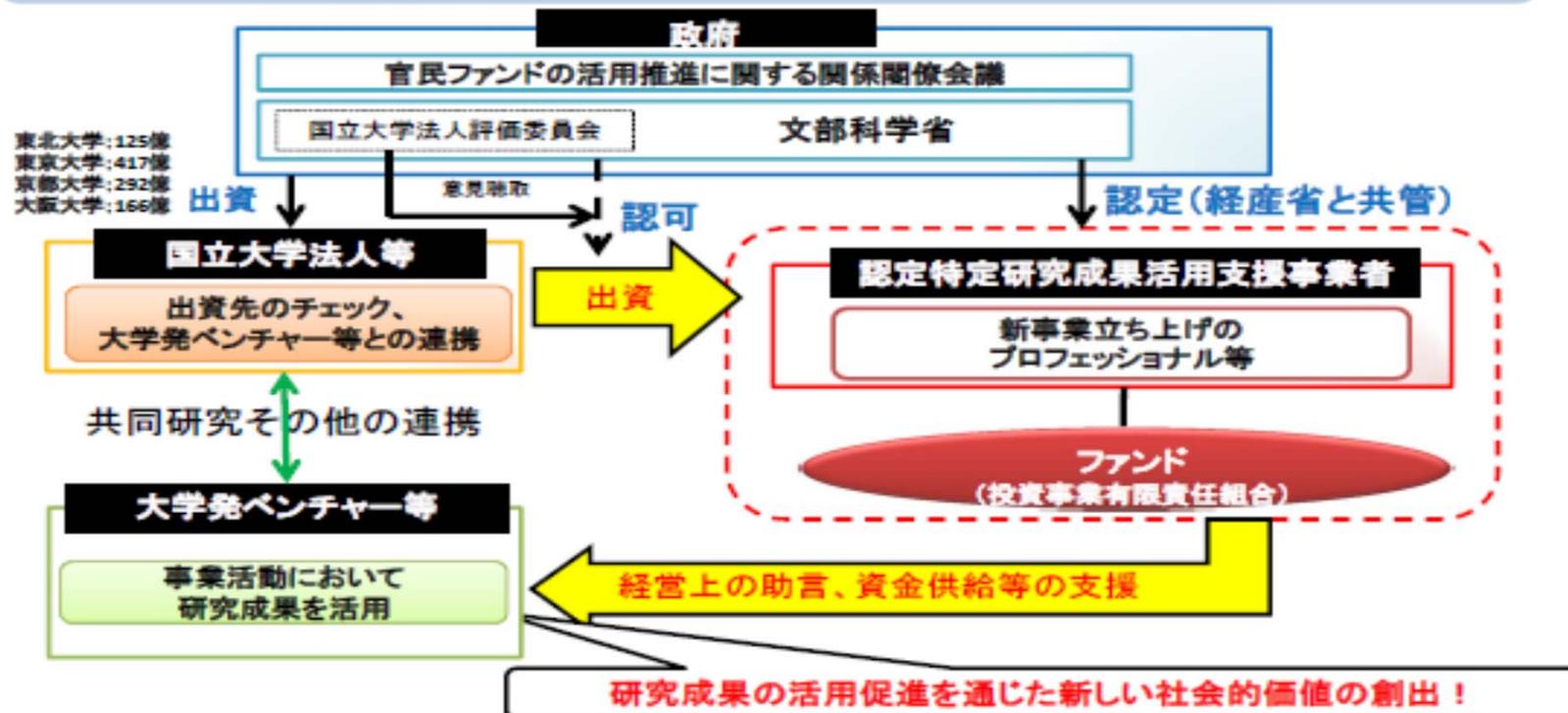


○産業競争力強化法の制度改正により、一定要件下での国立大学法人によるベンチャーキャピタル会社（認定特定研究成果活用支援事業者）やファンドへの出資が緩和され、大学発シーズの事業育成が強化される。シーズ/経営人材育成のための共同研究などもプログラム可能。今後、民間VCとの協調投資等によるGAPファンドとしての活用が期待されている。

⑥官民イノベーションプログラムの概要

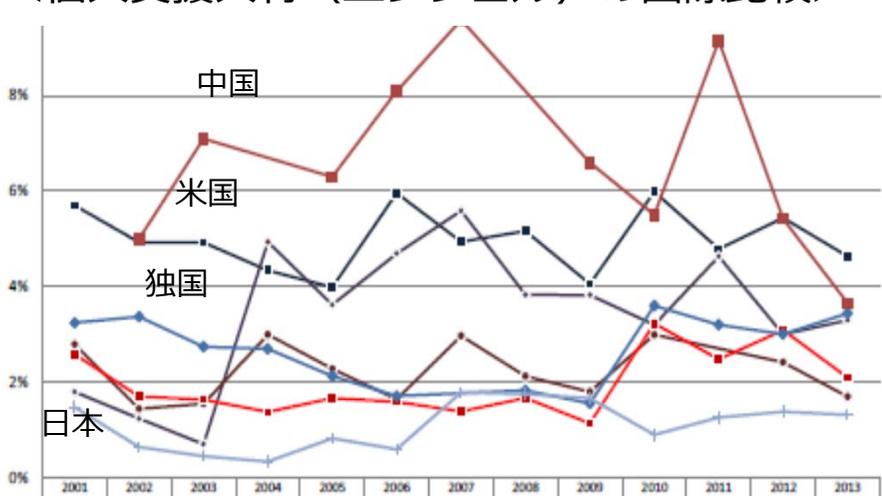
- 国立大学と企業が、大学の研究成果の実用化に向けた共同研究を推進するものとして開始。
- 先の臨時国会で成立した産業競争力強化法において、**国立大学法人等が一定の要件を満たしたベンチャー支援会社等への出資を可能とする制度改正を措置**（平成26年4月1日施行）。



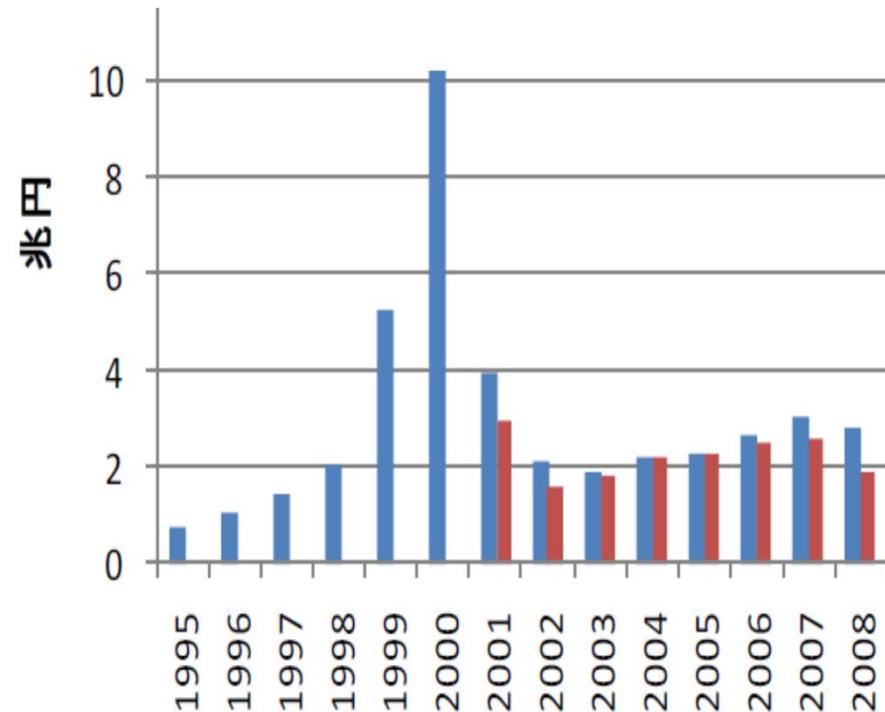
(出典) 文部科学省

○エンジェルはシーズやスタートアップに出資する個人支援者。米国等ではベンチャー育成に大いに貢献し、優遇税制措置等も取られている。日本ではまだ一般的ではなく、3 F 資金（発起人、家族、友人）が中心で、リスクを個人や周囲が負うために、エンジェル支援制度の強化が望まれている。

＜個人支援人材（エンジェル）の国際比較＞



＜米国の年間エンジェル投資額＞



＜エンジェル税制対象企業要件と利用企業数＞

業種	資本金の額	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3 億円以下	又は 300 人以下
卸売業	1 億円以下	又は 100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	又は 100 人以下
小売業	5,000 万円以下	又は 50 人以下
ゴム製品製造業	3 億円以下	又は 900 人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3 億円以下	又は 300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	又は 200 人以下

(出典) 経済産業省HP

■ VC投資
■ エンジェル投資

(出典) JETRO